

第 5 回
食料・農業・農村政策審議会
生産分科会

平成19年2月27日

農 林 水 産 省

午後 1時30分 開会

○竹森農産振興課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会の第5回生産分科会を開催させていただきます。

私、農産振興課長の竹森でございます。座って進行させていただきます。

まず最初に、本日配付しております資料の確認をさせていただきたいと思います。それぞれ番号が付されているかと思います。資料1が議事次第、それから、資料2、委員名簿、資料3、有機農業の推進に関する基本的な方針（案）、資料4が有機農業の推進に関する基本的な方針（案）概要、資料5が有機農業の推進に関する法律、それから、参考資料1として有機農業の現状と課題（改定版）、参考資料2として委員提出資料、以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、生源寺分科会長によりしくお願いいたします。

○生源寺分科会長 本日は皆様お忙しい中、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。早速、議事に入りたいと思いますけれども、その前に本日の出欠の状況について、ご報告いただきたいと思います。

○竹森農産振興課長 委員の出欠状況について、でございます。ちょっと伊藤淳子委員が遅れておりますが、間もなく参るということでございますので、参りますれば、委員、臨時委員13名、全員ご出席をいただくということになりますので、食料・農業・農村政策審議会令の規定により本分科会は成立しているということを申し上げたいと思います。

それから、農林省側からの出席者については、お手元に座席表をお配りしているかと思いますので、そちらの方をご覧いただければと思います。なお、山田生産局長が出席予定でしたが、急遽国会関連がありまして、欠席とさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

最初に、前回の第4回生産分科会以降の経過について、事務局からご説明お願いいたします。

○竹森農産振興課長 前回、第4回の分科会で、金子委員から現地調査をしてはどうかというお申し出がありまして、2月25日に金子委員の圃場見学をさせていただき、そのほか、埼玉県の小川町、ときがわ町にて、現地調査を実施しました。これには伊藤委員、大木委員、石井委員、伊藤委員、牧野委員、横川委員の6名の委員にご参加をいただきました。また、これは金子委員のご好意によりまして、当日、出席できなかった生源寺分科会長と、富士委員が、日曜日だったんですけれども、現地の方を見ていただきました。こういふことで13名の委員のうち8名の委員の

方が現地をご視察いただいたということになっております。金子委員には本当にご協力ありがとうございました。

それから、次に第4回の生産分科会の議論の中で、私どもが「有機農業の現状と課題」という資料を提出したわけですが、やや、有機農業と環境保全型農業が分離をされていないということで、私どもはできる限り改訂版ということで、有機農業に特化したものを整理しまして、こちらは参考資料1ということでお手元に配付してございます。資料につきましては、事前に委員の皆様にお送りして、前回の第4回の生産分科会のご意見をあわせて、先生方にもご意見を伺いました。これはお手元の参考資料2にございますように、委員の意見としていただいております。こういう意見、それから第4回での議論を踏まえまして、資料3のとおり、有機農業の推進に関する基本的な方針案を作成いたしました。本日、本案について忌憚のない意見をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から用意されております資料についてご説明をいただくことにいたしたいと思います。特に、今も紹介がございましたけれども、「有機農業の推進に関する基本的な方針（案）」、これを中心にご説明いただくということになるかと思います。その後、委員の皆様から自由にご意見をお述べいただく、こういう形で進めさせていただきたいと思っておりますので、本日もよろしくお願いいたします。

なお、本日の閉会時刻でございますけれども、15時半、3時半を目途としておりますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

それでは、環境保全型農業対策室長から資料のご説明をお願いいたします。

○栗原環境保全型農業対策室長 環境保全型農業対策室長の栗原でございます。

お手元の資料3、「有機農業の推進に関する基本的な方針（案）」をご覧いただきたいと思っております。A4縦長8ページものです。まず1ページ目でございます。「はじめに」と書いております。この資料は、前回、骨格をお示ししたとおりの構成になっておりますが、頭に「はじめに」ということをつけ加えさせていただいております。第1段落目で、有機農業の特性ということで、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全、また消費者の需要に対応した農作物の供給に資するといったことを述べさせていただいております。

第2段落目で、一方で現状では通常の農業に比べて病虫害などによる品質・収量の低下が起こりやすいなどと課題があつて、取り組みがまだ少ないということを書かせていただいております。

第3段落目で、一方、消費者、実需者の多くが、安全・安心とか、健康によいといったイメー

ジのもので選択していて、まだ有機農業についての理解が十分とはいえない状況にあるということを書かせていただいております。

こういった状況の中で、国や地方公共団体が有機農業の推進に関する施策を、法律に基づいて総合的に講じるための基本的な事項をここで定めます、ということを書かせていただいております。一番下の行、なお書きで、基本的方針は平成19年度から、おおむね5年間を対象とするということを書かせていただいております。これは後ほど出てまいります。

2ページ目をご覧ください。まず第1といたしまして、これは法律の第3条に基本理念として規定されている部分、有機農業の推進に関する基本的な事項ということでございます。ここは具体的な施策について書くというよりも、基本的な考え方を整理したところでございます。まず第1として、農業者が有機農業に容易に従事することができるということで、品質・収量の低下が起こりやすいとか、労働時間やコストがかかるとか、そういった問題を踏まえて、技術の確立、普及というのが最も重要な問題だと。それを強化するとともに、各種支援施策を充実していきたいという基本的な考え方を述べております。

また、2のところは、有機農業による生産される農作物の生産、流通または販売に積極的に取り組むことができるようにということで、潜在的な需要がある有機農業による農作物の需要を的確にとらえた販路の開拓に取り組むことが重要だと。また、そのための取り組みとして有機農業に取り組む農業者――以下、有機農業者と申し上げますが――、それから、流通業者、販売業者、実需者が連携協力することが重要だということを書かせていただいております。

3、消費者が容易に有機農業で生産される農作物を入手できるということで、これはまさに流通、販売、実需、消費者の方々に対して情報を提供する。また適正な表示行っていく必要があるといったことを書かせていただいております。

4としまして、有機農業者その他関係者と消費者の連携と促進ということで、消費者の有機農業に対する理解の増進の重要ということで、食育や地産地消、農業体験学習、その他の取り組みを通じて、そういった皆様方の交流連携を図るというようなことを書かせていただいております。

3ページ目をご覧ください。5としまして、農業者その他の関係者の自主性の尊重ということで、ここは、前の第1段落目で、我が国における有機農業が有機農業者その他の関係者の自主的な努力と活動によって支えられてきたということで、こういった皆様方の意見を十分に反映して進めていく必要があるということを書かせていただいております。

また一方で、第2段落目になりますが、まず技術体系が十分確立していないという面もある中で、一般の農業者、あるいは関係者の方々に画一的に進めるということではなくて、それぞれの

お考えに沿って進めていく必要があるといったことを書かせていただいております。

次に、第2としまして、有機農業の推進及び普及の目標に関する事項というところがございます。目標の設定の考え方ですけれども、基本的に現状で有機農業は技術体系の確立ということで、先程も申し上げましたように、非常に重要であるということを踏まえまして、現時点で農業者の方が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備、広がっていくための条件整備、そういったものに目標の重点を置いておくということで、目標の設定をいたしております。

具体的な目標が2に書いてございますが、まず(1)としまして、今申し上げた技術の問題、有機農業に関する技術の開発体系化ということ、まず目標にしたいということで、これは、有機農業者や有機農業に関係される民間団体等で、実際に実践されている技術、それから、国の研究独法や、都道府県の試験研究機関や大学などで、いろいろ研究開発されている事実というものを上手に組み合わせるということで、安定的な収量確保できる技術体系の確立を目指すということを書かせていただいております。

次に(2)といたしまして、有機農業に関する普及指導の強化。こういった技術体系を確立いたしましても、これをまた、普及指導、現場にちゃんと伝えていかなければいけないわけですし、これは普及指導員による指導体制を活用するということで、普及員に対する国や都道府県の研修等を活用しまして、こういった体制を整備した都道府県の割合を100%、これは全部23年度までというふうにしておりますが、100%とすることを目指すというふうにしております。

次に4ページをご覧ください。(3)としまして、有機農業に対する消費者の理解の増進ということでございます。先に述べましたように、消費者の理解というのは、ある一面で理解はしていただいているものの、まだ全体像を十分にご理解いただいているとは言えない部分がございます。そういうことで、有機農業に対する消費者の理解の増進を目標としまして、具体的には有機農業がどんな農業なのか、化学肥料、農薬を使用しないこと、というようなことを基本とする環境と調和のとれた農業であることをわかっている消費者の方の割合を、50%以上にするということを目指しております。

次に(4)、都道府県における推進計画の策定と有機農業の推進体制の強化。ご案内のように、この法律では、国がつくる基本方針を受けて、都道府県において推進計画をつくるということになっておりますが、その推進計画を中段の「このため」の後にありますが、100%全都道府県でつくってもらうということを目指したいと。あわせまして、一番下の段落にございますが、有機農業者、あるいは有機農業推進に取り組んでいる団体の方を初めとして、消費者、行政、JAといった農業団体、こういった方々で構成する有機農業を推進していこうと、それを目的と

する体制をぜひ整備していただきたいと思っております、それを都道府県において100%、市町村はさすがに100というわけにはいきませんで、50%ということで、こういう推進体制を整備するというのを、もう一つ目標に掲げさせていただいております。次に第3、有機農業推進に関する施策に関する事項でございます。ここは、具体的に推進施策を書くところでございますが、まず1としまして、有機農業者等の支援。有機農業の取り組みに対する支援ということで、これは現在、行われているいろいろな支援の拡充といったものもございます。それから新たに考えていかなければならないこともございます。あわせて書いておりますが、共同利用施設といった整備の推進とか、それから、エコファーマーの推進といったものも最初の方に書かせていただいております。また、中段の方では、今年の春から導入予定の農地・水・環境保全向上対策についても言及しております。

「さらに」の後ですけれども、有機農業による地域農業の振興を全国的に展開していくために、まずモデルとなり得る有機農業を核とした地域振興計画、地域の推進計画みたいなものを策定した地域に対して必要な支援を行う。また有機農業者、あるいは地方団体、農業団体及び有機農業の推進に取り組む民間の団体等の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実習、習得の支援、そういうモデルになるような、核になるようなものを中心に支援を続けていくというようなことを考えております。

6ページ目をご覧ください。新たに有機農業を行おうとする者の支援ということで、第1段落目に就農相談、あるいは研修教育、就農支援資金といったものの支援が書かれております。「また」以下の第2段落のところで、国、地方公共団体及び農業団体の職員等を対象に有機農業の実態や、どんな施策があるのか、あるいは技術といったものを習得させるための研修の実施を行い、有機農業に取り組みたい新規就農希望者に対して、適切な指導助言が行われるような形にしていきたいということを書かせていただいております。

次に(3)としまして、有機農業により生産される農作物の流通販売面の支援ということですが、国と地方公共団体は、農業団体等と連携協力しまして、有機農業者に対して有機農作物の表示ルール、それから生産情報公表農作物JASといったものの活用、あるいはネットカタログへの情報登録といったものを積極的に働きかけ、また直売施設やインターネットなどを活用した販売活動などに取り組む有機農業者への情報提供、また、「さらに」の後に書いてございますが、流通販売業者、食品製造業者、職業者等の実需者の方々と、有機農業の生産者、あるいは団体の方々との意見交換や商談の場を設定し、こういった橋渡しを進めていきたいということでございます。

次に、2ですが、ここは大きな柱として立てさせていただいております。技術開発の促進ということでございます。（1）にあります。有機農業に関する技術の研究開発の促進ということで、まず、有機農業者の方を初め、有機農業に取り組んでいる民間団体の方の間に、これまで実践されてきたさまざまな技術を、まずよく調べ、この導入効果、あるいは摘要条件といったものを把握するための実証試験を行う。

また、あわせて国としては、有機農業の技術の科学的な解明、あるいはこれを普及するために必要な技術の開発といった有機農業の推進に必要な研究課題を設定し、研究独法を初め、都道府県、それからこれは有機農業の関係の民間団体や農業者の方々の協力も得ながら、研究開発を進めていきたい。また地方公共団体でも、これを受けて進めていっていただきたいということを書かせていただいております。

次に6ページ目をご覧ください。（2）としまして研究開発の成果の普及ということで、これは都道府県の普及指導センターを中心にいたしまして、こういった体系化、もしくは開発した技術を地域の実情に応じながら、関係機関、それからこれは有機農業者、また民間の有機農業関係団体等と連携協力しながら、ぜひ、これを広めていきたいということでございます。さらに普及指導員に対して、こういった有機農業に関する、先ほど目標のところで述べさせていただきましたが、技術や知識を習得させるような研修を充実し、また、そういったものとともに有機農業者の方々の技術ニーズ、どんな技術開発が必要かというようなことを、また研究機関にフィードバックするというような形で、研究開発の成果の普及と、またそのフィードバックをしていきたいということでございます。

次に3としまして、消費者の理解と関心の増進ということです。これは消費者の方々へのPRということになりますので、ホームページとかシンポジウム、あるいは有機農業者の方の顕彰といったことを通じて、この有機農業のいろいろな側面、自然循環機能とか、いろいろ先ほど申し上げましたが、そういった側面も含めた有機農業に関する理解の増進を図っていくというための活動、また民間団体の取り組んでいる同様の活動についても、顕彰、情報発信といった形で、バックアップしていきたいというようなことを考えております。また消費者に対する有機農作物の表示ルールや、検査認証制度についても、普及啓発を努めたいということでございます。

それから、4としまして、有機農業者と消費者の相互理解の増進。これは国と地方公共団体が一体となって、食育、地産地消、農村体験学習、そういったものの活動と連携をして、地域の消費者、あるいは子供さん方、都市住民といった方々が、有機農業に対する理解を深める取り組みを推進してまいりたいと。また、こういった民間の団体での同様の取り組みについても、顕彰と

情報発信といった形でバックアップをしたいということでございます。

5としまして、法律の中に調査を行うということがあるわけですが、現時点で、この法律に提起されている有機農業、実態はまだ十分把握されておきませんので、生産、流通、販売の動向、あるいは技術の開発普及の動向、それから、優良な取り組みにはどんな取り組みがあるかというようなことを、これは国だけではなかなかできません。地方公共団体、さらには有機農業により生産される農作物の生産、流通、販売にかかわっておられる団体、いろいろな民間の団体等の皆様方のご協力を得ながら、そういった傘下の方々の取り組みも、いろいろ調べさせていただきながら、必要な調査を実施していきたいと考えております。

それから、6としまして、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援ということで、これまた有機農業の推進のための活動に自主的に取り組んでこられた民間の団体の皆さんの活動について、情報の提供や指導、助言、その他の必要な支援を行ってきたいということでございます。また、そういった活動を展開するための相談窓口を設置するといった体制の整備を行ってまいりたいということでございます。

次、7ページをご覧ください。国の地方公共団体に対する支援ということでございます。地方公共団体に対しましては、必要な情報の提供、指導、助言、あるいは研修の実施という形で、積極的に支援をしていきたいということでございます。

第4としまして、その他有機農業の推進に関し必要な事項ということで、まず1、関係機関・団体との連携協力体制の整備というのを書かせていただいております。これは、3つに分かれておりますが、まず1番目は国、あるいは都道府県、市町村まで行くかどうかあれですが、こういう地方公共団体といったものの組織の中で、有機農業にかかわっているセクションというのは生産担当だけではなく、技術とか、流通とか、いろいろなところでまたがっておりますので、そういった部局間の連携を確保する体制を整備するということでございます。そういうことによって、いろいろなチャンネルの情報をきちっと整理して、迅速に対応できる形にしたいということが1番目でございます。

それから、2番目は、先ほどの目標のところとリンクいたしますが、有機農業を推進するためには、有機農業に携わっている方や、その関係者、あるいは消費者の理解を得るということもありますが、かかわっている民間の団体の方と、行政や農業団体、いろいろなものが全国段階、あるいは地域ブロック段階、あるいは都道府県や市町村の段階で連携をとって、お互いの意思疎通をとりながら進めていくということが大変重要だということで、こういった人たち、こういった団体や組織で構成する有機農業の推進体制を整備していきたいということで、先ほど都道府県1

00%、市町村50%と申し上げましたが、そういった推進体制をそれぞれの段階で整備し、また地方公共団体に対して、ぜひそういったものをつくっていただきたいということを進めてまいりたいということでございます。

それから、（３）としまして、研究開発でございます。研究開発も、先ほどちょっと申し上げましたように、国の研究独法や、都道府県の公立試験場だけではなく、技術をこれまで実践してこられた主体である有機農業者そのもの、それから有機農業に関係する団体、こういった方々が一致団結、協力をして、情報の交流や意見の交換をしていかないと、なかなか研究開発はうまく進みませんので、そういった形で、全国地方ブロック段階で、こういった研究機関のほかに、行政・普及担当部局、そして農業者、農業関係団体の参画を得て、そういった意見交換や、共同研究の場の設定を図る。これも地方公共団体に同様の体制をとるようお願いしていきたいということでございます。

最後、８ページでございます。有機農業者等の意見の反映ということでございますが、これから施策を策定し、推進していくに当たりまして、パブリックコメントの募集その他の方法で、有機農業者、その他の関係者、あるいは消費者に対する、この施策についての意見や考え方を積極的に把握して、これを施策に反映させるように努めていくということで、そういった動向を把握しながら、こういった有機農業による農作物の動向を把握しながら、こういった施策の検討を行う体制を整備し、地方公共団体においても、同様の体制をつくっていただきたいということでございます。

最後に、基本方針の見直しを書いておりますが、これは、状況の変化、そういったものが当然これから出てくるということも考えられます。基本方針については、まずは平成19年度からおおむね5年間ということをおきたいと思いますが、必要に応じて見直しの必要性や時期等については、適宜適切に検討してまいりたいと考えているところでございます。

この資料のほかに概要とかがございますが、これは簡潔にまとめたものでございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。私からの説明は以上でございます。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

それでは、どの部分という形に分けることなく、ご議論をいただきたいというふうに思います。どなたからでも結構でございます。ご意見あるいはご質問があれば、お受けしたいと思っております。

横川委員、どうぞ。

○横川委員　金子委員、先日はどうもありがとうございました。

私はフードサービス協会、外食の立場で来ておりますので、消費者側からの意見も申し上げた

いと思います。

まず、法律的なことはよくわかりませんが、方針案も資料も大変よくできていると思います。ただ、これでうまく行くかどうかは別の話で、具体的にどう落とし込むのが実は肝心ですから、言うだけで実践が伴わないんじゃないかと心配しています。そういう意味では、今後、室長初め課長、生産局長、皆さんが、具体的な落とし込み方について、引き続きご尽力いただきたいと思います。

2つ目には、前回も言いましたが、有機農業農作物の比率が0.16%ということ、どうも、この数字も余り正しいとは言えない、なんて僕が言ってはいけないんですが、J A Sで認定されていないデータも必要だと思うんですね。先日、金子委員の畑を見せていただきました。申請や登録はしていない、でも、内容としては完璧に有機をやっているんじゃないですかね。こういうふうに行っている方たちの団体が日本にいっぱいあると思いますが、そのデータが、多分入っていないんだと思います。したがって、僕は1〜2%くらいかとみていたんですが、0.16%となっている。実際にはもっとあると思いますので、データをつくる時には、言葉は悪いんですが、お役所の中でわかる情報だけではなくて、もっと実際にやっている団体の意見も聞いた中で、資料づくりをしていただくことが、すごく大事だと思います。

それから、3つ目には、農業の種類、有機農作物と環境保全型農業そして今までの農業と、実は大きく3つに分けられるのだと思います。この辺を、実際には、どのくらいの線を引いて、きちっと分けて、その比率をどのくらいに持っていくかという目標数値をつくっておかないと、多分、最初に申し上げたような具体的構想の中には落とし込めないんじゃないか、そのあたりを心配しています。

4つ目は、「生産」と「消費」との関係です。つくるから売れるのではなく、売れるからつくるとというのが私の商売の原点なんです。この案の中には、どうやって売るか、消費者とどう結びつけるかということが、いろいろ書いてあります。この辺の考え方として、例えば家庭用ですとスーパーに置けば、あるものだけ売っていればいい。でも業務用はメニューをつくってしまいますから、ある一定量とか、ある一定期間とか、年間供給体制とかというのが必要になってくる。それなら、そのことを、国はどこまで考えていくのか、これは、国ばかりの問題ではないかと思っていますけれども、ぜひ、もう少しお考えいただきたい。

去年か一昨年ですけれども、野菜加工場への補助金が、たしか二十数億出ていて、2つに分けて、今、テストされていますけれども、そういうところに供給すると、外食はそこから買えるということがあります。そういう意味で、供給体制をどうしていくのか、特に国内の野菜は丸ごと

動く時代ではなくて、加工されて動く時代になりましたから、二十数億出たと思えば、その方向はいいと思いますけれども、それをより具体的に、今後の流通問題としてはお考えいただきたいと思います。

最後になりますが、生産者の人たちの意見をもっとたくさん聞いてもらいたい。その上で、学識経験者の方にいろいろご意見いただいたものを法律化しないと、どうも、現場と法律の間が離れ過ぎていて、だから、できてもなかなか実行できないというようなことが起きるのではないかなと思います。そういう意味では、有機農業は30年から40年ぐらいの歴史があるのですから、もうちょっと現場の意見、例えば法律が通ったときに、今つくっている方たちとのかかわりがどうなっていくのか、何を変えていくのか、そのためにどうするのか、コミュニケーションと検討が必要だと思います。

私の身近な意見として前回は申し上げましたように、「申請と登録にお金がかかり過ぎるから、『有機』にしたくない」という農家がたくさんあります。有機農業をもっとたくさんやって欲しい、それなら、もっとたくさん売れなければいけないわけですが、売れないから申請も登録もなかなかしにくくなってしまうという現状ではないでしょうか。この農業を本当に育てるなら、こういうコストは国が面倒をみるということが考えられないでしょうか。ということも含めて、今後、是非お考えいただきたいと、こんなふうに思います。

以上でございます。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。何人かの方にご発言していただいた後に、役所の方からコメントなり回答をいただきたいというふうに思います。

それでは、金子委員、その後、大木委員をお願いします。

○金子委員 金子でございます。過日、現地調査ということで、生源寺先生初め事務局も段取りをしていただきまして、お忙しい中を現地に足をお運びいただきましてありがとうございました。

今日の基本方針の案に入る前に、私、どうも1点、（参考）資料1の2ページの環境保全型農業の一つの形態というくだり、せっかく35年目にして、国が本気で有機農業を考えるんですから、本格的な第一歩を踏んでほしいと思っております。国は今まで環境保全型農業も一生懸命やってきた、それと有機JASも一生懸命やってきたけれども、有機農業が普及しなかったということで、この有機農業推進法というのは成立したんだと思うんですね。ですから、環境保全型農業もこれから進める、有機農業も進めるという形で、両者を併立でスタートさせるのが、これからの100年の有機農業の道を考えたとき、必要なのではないかなと思っております。

ちょっと危惧するのは、このまま環境保全型農業の一形態ということで、この辺をなかなか変えていただけないんですけれども、環境保全型農業の一形態の最上ランクに遺伝子組み換え技術を置いているんじゃないかなという気がするんです。

実は、「有機農業の推進に関する法律案論点」というのが、私のところの手に入っているんですけれども、その23ページの第2条に、問4ということで、「遺伝子組み換え技術を利用しないことを『基本として』あるが、例外として考えられるのは、どのような場合か」というのがありまして、その答えが、「例えば副次的に遺伝子組み換え作物由来のものを利用した可能性のある農業資材を使用した場合には、そのことをもって直ちに法律案の有機農業に当たらないと解されるものではない」というくだりがありまして、環境保全型農業の中に、遺伝子組み換え技術を位置づけて、有機農業もその可能性があるんじゃないかということです。そこら辺のご見解をお伺いしてから、この基本の方針案について、意見を述べさせていただきたいと思います。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

それでは、大木委員、ご発言いただきたいと思います。大木委員のご発言の後に、役所からお願いいたします。

○大木委員　この有機農法を推進するための方針案というものは、先ほど横川委員もおっしゃっていらして、私も結構だと思いますし、それについては異論はありませんが、少し言わせていただきますと、1つは、有機農業に対する消費者の理解の増進というところですが、有機農業が化学肥料とか農薬をしないことなどを基本とするという、「基本」ということが、よく理解できなくて、有機農業というのは全く何も使わない。農薬を使用していないと思っている人も結構多いんです。ですから、その点を認識していただきたい、そして進めていただきたいと思います。

2点目ですが、通常の農薬と比べての品質の収量の低下が起こりやすいということですが、それだけに技術開発等に特に力を入れてほしい、この2点をお願いしたいと思います。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

それでは、これまでのところで、竹森課長からお願いいたします。

○竹森農産振興課長　1つは、横川委員の方から話がありました基本的な考え方を示す、それを具体的化するというところで、私どもも、先ほど体制をつくってきちんとそれぞれの分野ごとに、具体的にどういう予算なり対策を組んでやるかということ、これから整理をしてきちんと体制も事業といいますか、そういうものも含んでやっていきたいというふうに思っております。そのために省内の体制もきちんとつくりたいというふうに考えております。

それから、2番目のデータとして、有機JAS野菜だけが本当に有機なのか、それだけ、0.18%なのかという、おっしゃるとおりで、実際に金子委員のところも、私も拝見させていただいたんですが、直接消費者と取引する。その相手方が信用していただければ、きちんとした本当の有機で取引されているということで、団体でも取り組んでいるところがある。先ほど調査のところでも申しあげましたけれども、民間団体での取り組みの部分も、これから協力をしていただきながら、実態をきちんと把握をしていきたいというふうに思っております。

それから、今の農業の形態の中で3つに分かれる、恐らく、これは金子委員のお話とも関連するんですが、有機農業と、それから、私どもがやっている環境保全型農業と、それから通常の農業ということだというふうに思います。私どもの具体的な数値の目標というのを設定すべきではないかという議論でございますけれども、ただ、私どもとしては環境保全型というのは、有機農業とは別の議論になるんですが、環境に優しい農業に変えていく、全体を変えていくというのは、ある意味で、我々としてはたゆまぬ努力をしていく。ただ、レベルがあるので、そこはできるだけレベルを上げるために、例えば農地、水環境のように5割低減するところは支援をしていく。それで全体の底上げを図っていくというのが環境保全型農業の考え方でございます。それを通常の農業はできるだけ環境に優しいものに、調和したものにしていこうと。ただ、有機について、今回の目標にも有機の具体的な目標がないのかという部分があるわけですが、この中にも書いてありますように、技術的な面では、これまで民間できちんとやられている部分があるんですが、それが全体に、一般的にといいですか、広く伝えられる形に整備といいですか、確立をされていない。むしろ、どうすれば、どれだけのものがつくっていけるのかという、技術的なものをきちんとバックアップした上で、どういうふうにやっていこうという目標を持って取り組むべきではないかということではないか。そういう意味で、今回の目標の中には、具体的な数量目標というのは設定をしなかったということになっております。それから、実際の供給体制を考える場合に、それぞれ実需サイドのニーズというのがあるわけです。今、金子委員がやられているように、消費者と直の結びつきでやる。それから、例えば宅配のようにやる。それから、インターネットで取引をするという形と、それから、横川委員のように業務としてそれを提供する、それから、レストランが料理として提供する以上、メニューとして提供する以上、一定量が欲しいと。ただ、今のところ、有機の生産体制はそこまで十分な形には、まだなっていないのではないかと。

そういう意味では、この中にもちょっと書かせていただいたんですが、できるだけ地域で取り組んでいく。ある意味でいえば供給量のある程度ふやさない、おっしゃるとおり、現在言われている加工用だとか、そういうところまで対応できるような体制には、なかなかならないのでは

ないかと思えます。

最後に、生産者の意見を十分聞けというのは、おっしゃるとおりでございます。そういう点では、これからは、先ほどいった県の段階、地方の段階でも、推進のための協議会みたいなものをつくりながら、その中でどうやっていったらいいのかというのを、現場の意見も聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

あと、コストの議論になりまして、これはやり方とか、そういうこともありまして、一概に単純に有機JAS認定の申請費を補助すればふえるというのでもないと思いますので、それが将来きちんと定着していくためには、そういうコストに見合う価格レベル、できるだけコストの低減の努力はする。そうしなければ、なかなか定着をしていかんと思いますし、全体としても取り組みも小さいから逆に高いという部分もございますので、そういう面では、コスト低減、つくるサイドも、できるだけ面的なものを広げていくとか、それからコスト面での努力というのはできる限りやっていきたいと。ただ、直接的なご支援というのは、ちょっと難しいかというふうに思っております。

それから、金子委員がいわれたように、先ほど横川委員がいわれたように、考え方として、前回、審議官の方からも答えたかと思いますが、有機農業は、今回、おっしゃるように推進法ができて、1つの農業として推進をしていく。それぞれの農業はどういう形の区切り方をするかというのがありますが、ジャンルとして考えるときに、1つの形態というのが、まだ資料上、生きているわけですが、今回の推進の基本的な考え方というのは、やはり有機農業は有機農業としてきちんとやっていくということを基本に整理をしているということで、やや、並列か、並列でないかとか、現場に行ったときどうするかという議論があると思うんですが、私どもとしては有機農業は有機農業として、この法律に基づく形で、できるだけ現場で推進をしていくという形で取り組んでいきたいと。もちろん、環境保全についても、農業全体を変えていくという、別途目的もありますので、それはそれで推進をさせていただくということです。共通して支援するのは共通して支援をしていくということは、そのところは従来の変わらないといえますか、ただ、有機というものをきちんと位置づけるという意味では、今回の基本方針についても、そのように整理をしているということでございます。

それから、金子委員の今おっしゃっていた法律案論点というのは、恐らく、参議院法制局の方がつくられて、先生方に配ったものだというふうに思います。これは、遺伝子組換え技術を使うか使わないかというのは、最終的に法律の解釈というのは、基本的には法律をつくったところで解釈するというのが前提です。今のところ、この議論の形としては遺伝子組み換えを使わないと

ということで整理をしている。ただ、法律上、基本として、ということを厳密に、どこまでどうだという議論になれば、法解釈上はそういうことも成り立ち得る。ただ、基本方針案では、ここにも書いてありますが、基本として現状においては遺伝子組み換えを前提にしないで推進をするということです。

それから、大木委員の方からもございました、消費者にきちんと理解させてほしいということですが、このところは、有機JASの議論のときもありましたように、一切何も使わないということではありませんで、そのこのところの使えるものと使えないものがある。それはどういう考え方で区分をされているのか、そういう点もきちんと理解できるようにやっていきたいというふうに思います。

それから、技術開発、当然重要だというふうに思いますので、ただ、指針の案の中にも書かせていただいたんですが、現実には、民間で開発されて先行しているものがございまして、そういう技術をよく検証させていただいて、その上に国等が協力できるものは協力をして、体系として、きちんとしたものをつくっていきたいというふうに考えております。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、伊藤淳子委員、どうぞ。

○伊藤（淳）委員 2つあります。1つは、4ページの消費者の理解の増進というところで、「50%以上」というふうにあるんですが、消費者の割合についての50%というのが、補足説明が必要ではないでしょうか。都道府県の100%とか、市町村の50%というのは、母体の数がわかりますので、数値的にわかりますが、消費者というのは一体何人ぐらいをあらわしているのかとか、この調査をどうあらわすのかということがないと、50%という具体的な数字を出すことが意味がないのではないかと思います。

それから、2つ目は、瑣末なことなんですが、こういつて施策をどうやって普及させるかということを全般的に見た場合、例えば5ページ目の、流通販売面について、ネットカタログですとか、情報登録を働きかけたり、「販促活動に取り組む有機農業者についての情報を消費者に提供するように努める」と書いてあります。それから、次の6ページの3、消費者の理解と関心の増進というところに関しても、「ホームページ、シンポジウム、資料等々、普及啓発に努める」、それから、その後、「情報発信に取り組む」というふうにありまして、早い話、プッシュ型の情報提供しかやっていない。さらに8ページ目には、パブリックコメントの募集とか、意見を反映させる努力はするよ、というふうに書いてあるんですけども、やはり一方的な印象があります。また、農業者の表彰などにしても、同じようなところが、いつも出てくるということになってし

まっています。

つまり、情報発信するだけではなくて、受信するということも必要ではないかと思います。そこで、6ページ目の3の、上から4行目に、「さまざまな機能についての知識の普及啓発に努める」というところで、例えば「普及とコミュニケーションの啓発に努める」とか、同じところのさらに2行下に、「情報発信に取り組む」というところを、「情報の発信、受信に取り組む」というように、発信するだけではなくて、消費者であったり、現場の声が受け取れるものというものをつくっていく必要があると思います。

また、7ページの「連帯体制の整備」というところでも、「インターネットなどを使った情報交換」というような連帯の仕方も検討課題ではないでしょうか。そこで「発信」というだけではなくて、「受発信」とし、さらに、有機農業においては一方的に技術ですとか、情報を与えるだけではなくて、情報交換をするということが意味があるように思います。

○生源寺分科会長 ありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

それでは、石井委員、その後、平野委員をお願いします。

○石井委員 金子委員の方から併立の話がやはり出てまいっておりますけれども、私もこの「1つの形態ととらえる」ということは、もう少し検討した上で、議論を進めていかないことには、法律の趣旨がきちんと理解された方針にならないんじゃないかということを、非常に危惧しております。このことについては、もう少しご検討していただきたいと思います。

次に今回、示されました方針の案でございしますが、これにつきましては、非常に前向きな基本方針というふうに出ております。法に即した極めて真っ当な規定がなされていると感じておるわけですが、ただ、いろいろと有機農業に携わっていらっしゃる方々のご意見を聞いてみますと、一番欲しいのは直接支払いだという意見を非常によく聞くわけなんです。そういたしますと、この方針のところには、そういったような中身については、今のところは出てきておりません。

先ほど、課長様の方から、今後いろいろとこの中身をさらに膨らませていって、整備して、施策については検討していくという趣旨の発言がございましたけれども、まさにそこらあたりで、どのようにそのようなご意見が反映されるんだろうかというところに、関心を持っております。

あと、この方針の中で非常によかったなと思う表現が、第1の基本的な事項の5のところがございますけれども、3ページでございます。ここに「農業者その他の関係者の自主性の尊重」というところで、「画一的に進めることのないよう留意する必要がある」と結んでございますが、

このところについては、有機農業を長年やってきていらっしゃる皆様方の苦勞が報われるような文章ではないかと感じております。

次に、私、行政の方をやっておりまして、そちらの側から出ておりますので、その視点に立ってお話しさせていただきますと、法の第1条の目的に、「国や地方公共団体が責務として、こういったことを推進していく」となっておりまして、3ページ、4ページのところに、「地方公共団体は100%こういった方針について計画を立てたりしていかなければいけない」ということが書いてございますが、ここのところは非常にみそだと思うんです。100%、全部の都道府県にそういうことを書かせることは非常に簡単なことだと思いますが、中身、程度といったものは、全く縛りががないために、これが本当に生きたものになるのか、どうなのか、もう少し踏み込んだ示唆をしていく必要があるのではないかと感じております。ここのところに、さらに言葉をつけ加えて、市町村とか、都道府県において、有機農業者のためにもっとわかりやすい、何をどのようにするのかといったところまで、踏み込んだ示唆を国の方でしていただかないと、県の方は余りにも、裁量の部分が大き過ぎて、何をしたいのか、結局わからないという気がいたしますので、ご検討をお願いしたいと思います。

それから、もう一点ですけれども、試験研究のところですが、生産物の品質チェックは、試験研究の方で、どのように位置づけられるのでしょうか。生産技術の方については、民間技術の活用とか、それと連携してとかいったことがありますし、また有機農業技術の科学的解明といったようなこともすると言っているんですけども、消費者の方から求められるのは、そういったことではなくて、その野菜の中にビタミンが、昔は倍あったのが、今半分に落ちているとか、ミネラルがないとか、酵素がないとかいったようなことが言われているんですけども、そういったものの品質チェック、これも試験研究の大事な課題じゃないかと思います。そこもちょっとだけでも書いてあった方がよろしいのではないかと感じております。

以上でございます。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

それでは、平野委員、どうぞ。

○平野委員　特に何かを加えてほしいという話ではないのですけれども、実際に稼働させていくときに、ぜひこういうことをお願いしたいなと思っていることがあります。8ページの一番上の2、有機農業者等の意見の反映です。「有機農業者そのほかの関係者及び消費者に対する」と書いてありますが、「消費者の意見や考え方を把握する」と受け取ってよろしいでしょうか。「これらを当該施策に反映させるように努める」、これはとっても大事なことだと思うんです。ぜひ

ここは、最後の方に書いてありますけれども、手厚くお願いしたいと思うんです。この「パブリックコメントの募集そのほかの方法により」と書いてあるんですが、「その他の方法」の中には、国の方は例えばお忙しいと思いますけれども、自分から出向いて、意見を拾い集めるということがあっていいのではないかなと、私は思います。

例えば、6ページ目の4、「有機農業者と消費者の相互理解の増進」の取り組みの中でもできるチャンスがたくさんあると思います。国は今までもそうだったかもしれないけれども、これからは、都道府県、または市町村とそれぞれ直接連携できるようにすることが、これからより大事であると、私は思います。

また、国は行政や関係団体だけではなくて、消費者とストレートに意見を伝え合え、考えを確認し合えるようにすることも必要なのではないかなと思うんです。このやり方はいろいろ、先端技術を通すとか、いろいろなやり方があるかもしれませんが、でも、その1つの方法として、あるいは私としては「その第一歩として」と申し上げたいんですけれども、対面して伝え合うという姿勢が、国の方に積極的にあっていいのではないかなと思います。既に、農林水産省さんの場合は、そういったことに非常に理解が高くて、国の方が本当にお忙しい中、各地に出向いてくださるということが多いかなと思うんですが、より一層その部分を厚くしていただけたらと思います。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、ここで一旦、委員の皆様からのご意見、コメントについては、切らせていただきまして、役所の方から、お話ししたいと思っておりますけれども、まず、最初のお3方への役所の説明に補足する形で、表示・規格課からお話をいきます。その後、農産振興課の方からお話ししたいと思っておりますけれども、その際、何人かの委員の方から、この方針の案の修正の提案というようなことがございました。この案を今後どういう形で、最終的なものにしていくかということについて、その段取りにつきましては、今日の委員会の最後に役所の方からご提案があるかなと思います。したがって、今の段階でいろいろ修正のご提案があったことについて、今の段階で役所としてどういうふうを考えておられるか、こういう形でお答えいただければありがたいと、こんなふうに思います。

それでは、新井課長、どうぞ。

○新井表示・規格課長 表示・規格課長の新井でございます。

最初に横川委員の方から、J A Sの登録認定料が高過ぎて、なかなか登録すること方がふえていない、何か補助のようなものができないかというお話がございました。J A Sは、ご存じのように登録認定機関、これは大臣が認定いたしまして、その機関が実際に個々の生産者を認定する

という仕組みになっております。現在、有機JASにつきましては、日本国内で55の団体、それから外国に関しても幾つかございますので、あわせて60くらいの登録認定団体を農林水産大臣が認定しております。有機JASの認定料金には、書類審査と判定や登録にかかる費用と、現地審査がありますので、現地審査のための旅費というものと、費用として大まかに2種類があります。特に旅費につきまして、ほ場と登録認定機関が離れていると高くなるというようなことがございますし、審査費用も、ほかの例えば工業製品、炭酸飲料でありますとか、即席ラーメンとか、ほかのJAS規格の、いわゆる工場で生産されるものに比べますと、割高になっているという実態はございます。

現在登録されている登録認定機関を見ますと、県自体がやっていらっしゃる県が幾つかございまして、例えば、鳥取県、石川県などは県がみずから検査員を育成して登録認定機関という形でご登録いただいている。

宮崎県の綾町は、綾町自体が登録認定機関ということで、町の職員が認定機関の検定員となって、講習を受けて取り組んでいただいているというところもございます。

今回、有機農業推進法を機に、県段階でもいろいろな協議会なり組織ができるというふうに承知しておりますので、その中で、できるだけ農業者の身近で登録認定団体なり、検査員を育成していただくということが、まず一番費用を安くする1つだと思っております。農業者もグループで登録をする、個人ではなくて、何人か数名で検査をお願いするスキームもありますので、そういう中でコストを下げていくという努力を、私どもとしても奨励をしていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、有機農業の関係で、私ども平成12年に有機JASの規格というのを作りましてから、有機JASの規格の普及ということで、さまざまなパンフレットでありますとか、ポスターをつくっておりますし、農林水産省のホームページでもいろいろな資料をアップしております。

確かに大木委員を初め、いろいろな方がおっしゃいましたように、有機というもののイメージ先行で進んできているという実態がございますが、私ども、有機JASの普及の中で、有機というのは実際、どういうものなのか、そういうものの普及に、これからも一層努めていきたいというふうに思っております。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、竹森課長、よろしくお願いします。

○竹森農産振興課長 伊藤委員から最初にお話が合った、消費者に対する理解というのをどうい

うふうに、判定するのかについて、私どもちょっといろいろな基本計画や方針の中を見て、どういうふうな形のものがいいのかということ、いろいろ検討しました。最終的に書き方として消費者が半分以上といったときに、ではどういうふうに判断するのかというと、基本的にはアンケート調査だとか、消費者に対する一般の抽出調査、その結果でどのくらい理解しかいていてるかというのをも測って、取り組みの結果として、このくらいは理解わしていただいているのかなという評価をするというのが、一般的な方法だと思っています。そういう意味で、母体としてすべての人を対象にするということでございませんで、もし誤解があるとすれば、どういう書き方がいいのか、そこところは工夫をさせていただければと思います。それから、ややこの方針、2番目になるんですが、方針は「国がやること」となっている場合に、どうも一方的だと。おっしゃるように消費者が何を考えて、どういう要望があるのか、そういうことに対して積極的に受けるということが必要ではないかということですが、そこところは、どう記述するかというのは考えてみたいと思うんですが、基本的には、私ども、推進協議会等をつくるのは、直接、生産者もそうですし、消費者の方にも入ってもらって、そこでできるだけ現場の皆さんが考えていることを吸い上げていくという体制を、ぜひつくりたいと。この中でも相談窓口をつくるとか、いろいろなものをつくって、いろいろな苦情があれば受けるとか、そういう体制も十分つくっていくことで、一方的なPRにならないように、双方向になるように努めていきたいというふうに思います。

それから、石井委員のお話で、先ほどの金子委員と同じように、環境保全型農業の一形態かどうか。それは、私どもがやっていること、繰り返しになるんですが、有機農業は法律に基づいてきちんと推進するということですので、それはそれで基本的な方針に沿ってやっていく。ただ、環境保全型農業をやめるわけではなく、当然、一般の農業もきちんと環境と調和した形のものにしていく、そういう努力も並行的にはやっていくということでございます。これもちょっと全体の考え方としたときに、有機農業はどういう役割をやるかという、いろいろな考え方があると思うんですが、ただ、環境という面から見れば、そこに大きなくりをすれば、どうしてもその中には入る。ただ、いっているように推進上というか、これからの有機農業を進める上では、きちんと方針に従って進めるということです。そここのところの整理の考え方に、疑念があれば、もう一度整理をした形で説明したいというふうに思います。

それから、直接支払いが、この中には書いていないのかというご指摘でございます。この基本的な方針の中に書いてあるかと思いますが、これまで国の方は環境面での支払いというのはやっていなかったわけですが、平成19年から農地水環境保全向上対策でやると。これまでやっ

てなく、その環境に優しいというか、環境と調和した農業を進めるという意味で、第一歩を踏み出したというところで、その中で有機農業についても支援をしていくという形で、今、進めている。この対策を進める上での意義という議論になるんですけども、この対策を進める上で、どうしても環境への負荷を低減して、そういうメリットをきちんと出していく。それから、もう一つは地域農業として、先ほどいったように、地域の農作物としてブランド化といいますか、そういうことも考えていく上で、一定のまとまりを持って、ぜひ取り組んでいく必要があるということで、そこは一定の条件つきですけども、直接支払いといいますか、そういう形にも、私どもとしては一歩踏み込んだ形になった。この結果を見ながら、次のステップを考えていったらいいのではないかとこのように考えています。

それから、画一的に進めるなということ、これに書いてあるとおりでございまして、そのやり方といいますか、画一的にならないようにやっていきたいと。ただ、計画等について具体的にどういうものを、どういうふうな形で書くのかというご指摘ですけども、基本的には国の方針に沿って、どういうふうに取り組んでいくのかを書くということになります。当然、項目として必要な事項、こういうことはできるだけ織り込んでください、というようなことはいいですけども、ただ、基本的にはそれぞれの地域が考えていただく。ただ、基本的な方針ができ上がれば、当然、方針に従ってやるということになりますので、具体的に必要な事項というのはある程度きちんとお示しはしたいというふうに思っています。

それから、最後に試験研究の品質のチェックですけども、これはまた、技術会議の方から答えていただければと思います。

平野委員からお話のあった、私どもも直接出て行って、現場に行って、直接話を聞いてやれ、ということでございます。できる限り、そう心がけてはいるんですけども、何回やるとか、そういうことはちょっと書きにくいのかなと。私どももできるだけ、いろいろな場に出て行って、直接意見を聞くということは努力していきたいというふうに思います。

○生源寺分科会長 研究開発課長、お願いします。

○角谷研究開発課長 研究開発課長でございます。

石井委員の方からご意見がございました生産物の品質のチェックという点でございますが、生産物の品質のチェックというと、2通りあって、いわゆるネガティブな話として、本当に有機農業でやっていたものがどうかということをチェックする場面と、それから、有機農業の良さをいかにちゃんと示すかという点で、2通りあるだろうと思います。委員のお話というのは、どちらかということ、良さをいかに示すかという趣旨かなとは思いますが、今回の基本方針の中でも、

実際に既に取り込まれているいろいろな技術を科学的にきちんと押さえたいこうということから取り組みたいというふうに考えております。その中では、当然いろいろな栽培にかかる技術、その結果として出てきた生産物というものを、一連のものとして、そこをいかに科学的にトライしていくかということだと思っておりますので、今回ご指摘がありました点なんかも、当然課題の中に取り込んでやっていきというふうに考えているところでございます。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、また委員の方からご発言いただきたいと思いますが、限られた時間ではありますけれども、繰り返しご発言していただいて結構でございます。

それでは、富士委員、小川委員、三野委員、まずこのお3方、お願いいたします。

○富士委員 基本的な方針ということなので、ある程度、抽象的にならざるを得ないというのはやむを得ないと思うのですが、それでも、具体的に普及、推進していくためには、もう少し具体的なイメージがわくように、記述を書き込めないかと思ひまして、3点ほど質問と意見を述べます。

1点目は資料3の3ページ目であります、有機農業に関する一番下の2の(2)、有機農業に関する普及指導の強化です。一番最後に普及指導員による有機農業の指導体制を整備した都道府県の割合を100%とありますが、どういう指導員のレベルを想定しているのか、資格試験のようなものがあるのかどうか、その人を何人以上置くのが体制を整備した都道府県なのかなど、体制を整備した都道府県の具体的なイメージがわからない。100%とは、何をさすのかよくわからないというのが1点。

2点目は、石井委員と同じで、4ページ目の(4)、都道府県における推進計画でございますが、これが具体的には各県ごとの推進計画になるわけなので、さきほど竹森課長が、必要事項を示したいとおっしゃっていましたので、具体的に各県共通に推進していく必要事項というものを記述する必要があるのではないかと思います。もう少し具体的に推進計画のイメージがわくように、記述を具体的にできないかということが2点目です。

3点目は、4ページの下第3の1の(1)、これが有機農業に対するさまざまな国としての生産・流通・販売に当たる支援事業ということになると思うのですが、前段は今までのいろいろな事業に有機農業も対象になるということ。中段の「また」以下が、農地・水・環境保全の事業に対する配慮するということ、「さらに」という最後の四、五行が有機独自の支援事業ということだろうと思うのですが、ここもモデルとなり得る有機農業を核とした地域振興計画を策定した地域に計画の達成に必要な支援を行うということなんですが、地域振興計画なるものがどのよう

なイメージなのか。その計画の達成に必要ないろいろな補助事業を措置するということなんですが、その辺の地域振興計画の具体的なイメージがはっきりわからない。だから、その計画の達成に必要な支援をどのように考えているのか、イメージがいまひとつはっきりしない。この部分はまさに有機に対する独自の国としての支援事業なので、できれば具体的にもう少し踏み込んで記述できればというふうに思います。

以上でございます。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、小川委員、どうぞ。

○小川委員 現在、県の方で環境保全型農業を推進している立場でもありますので、追加資料の内容を含めまして、少し意見を申し上げたいと思います。

この有機農業推進法は、現在進めている環境保全型農業を含めて、日本の農業の理解促進、そういう意味においては、よいPRになるのではないかと。また、よりよい方向に進める推進力になるのではないかなと思っています。

まず、幾つか気のついた点ですけれども、技術的な面からは環境保全型農業というのは、個別技術とか部分技術、そういったものの代替技術の積み重ねで成り立ってきた農業、農法であります。ここでうたわれている有機農業というのは、それだけでは成立しない全く別の農法で、システムとして構築していく農法を組み立てる必要がある技術ではないかなと思っています。そのために栽培体系なり、肥培管理の中で、1カ所でもパイプの詰まったようなところがあれば、農法としては成立しないような、極めて、先ほど来、いろいろ議論が出ていますけれども、そういう農業ではないかというふうに思っています。

また有機農業というのは、地域や立地条件、栽培条件等が大きく、環境が異なる農法でありますので、全国一律にはいなくて、現地の実情に合わせた、きめ細かな技術開発というものが必要になってくるのではないかなと思っています。

その基本は何かといいますと、技術的な話になりますが、自然環境がそうであるように、農地というのは常に緑で覆っておかなければならないということを考えると、輪作体系なり、そういったものが技術の中心になるのではないかと思います。

次に有機農業の位置づけですが、地域の環境負荷や環境と調和した農法をうたっているのであれば、地域全体の底上げというものも、先ほど来、竹森課長がおっしゃっているようなことが、その中心になるかと思っています。その中心に有機農業を携えて、地域のリーダーとして環境保全型農業を視野に入れた形で、総合的な取り組みや研究が必要になってくると思っています。

先ほど来、このところが大変難しく、有機農業を併立にするのか、併立にしますと、私自身の考えではできる人とできない人、あるいは点としての存在でしかなくなってしまう可能性がある、その辺の議論は十分していく必要があるのかなと思います。

また、自然循環機能や生物多様性等を備えた農地や地域をつくるのか、それともトータルな有機農業のシステムをつくるのか、何かあいまいで明確になっていないかなというふうに思います。

そういった意味からで、有機農業の取り組みが優先して環境との調和、生物多様性関連の記述がちょっと手薄なような気もしております。

3番目ですが、「農業技術については、科学的な解明をする」というふうに記述されておりますが、有機農業が自然生態系と調和した農法であることの検証というものもある程度必要になってくると思います。例えば、豚ふん堆肥を長年連用していますと、土壌中の亜鉛、銅が増えてくるようなデータというのは実際にありますものですから、そういったところも必要になってくると思っております。

ついでに申しますと、化学肥料の代替というのは、有機性廃棄物といいますか、堆肥等で行えるかとは思いますが。金子さんのところのように、土づくりを十分、何十年にもわたって行って、管理されている畑はいいのですが、一般的には有機物を入れることによる肥料効率といいますか、化学肥料と同等の効果を出すためには、かなり多量の有機物を入れなくてはなりません。そうすると、ともすれば、有機性廃棄物の終末処理場のような形で農地というものが使われやすいかというのが、ちょっと懸念されます。肥料成分の総量規制ということも、少し視野に入れて置く必要があるかなと思います。

最後に、消費者との連携が強く打ち出されておりますが、その中に流通卸、販売等への働きかけがちょっと弱いのかなという気がいたします。農業の持っている多面的機能といいますか、そういったものを消費者の方に理解、促進を図るためにも、生産者は農業の持つバックグラウンドの生産環境を売るという形で位置づけられますし、消費者はその生産物を含めて、生産環境を買う。その橋渡しを卸あるいは販売業者、そういった方々が取り組めるよう、担えるような仕組みというものもつくっていかれば、と思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

○生源寺分科会長 ありがとうございました。

それでは、三野委員、どうぞ。

○三野委員 私も今の小川委員と同じ視点ですが、先ほど来、この有機農業を環境保全型農業と完全に切り分けるべきだという議論が大分ありましたけれども、課長の説明は、逆のむしろ切り

分ける立場について説明されたと思います。私自身は、有機農業の推進施策は環境保全型農業施策ともう一つ、食料の安全・安心施策という、違う面が入っており、それを切り分けることがいいのかどうか問題であると考えています。環境保全型農業は、本来、社会が農家に支払うべきものが市場の仕組みで支払わない、農家の方が負担している部分を社会にかわって政府が直接サポートしようとするのが直接支払いの基本的な考え方ですので、農地・水・環境保全施策が、現在、農地・水等の資源保全については共的な仕組みに対して、環境保全に対しては2階の部分で支払うことになっているところに混乱が生じることとなっているように思います。これは特に財務省からの圧力で一体化させられたところに混乱の原因があるように思います。

私自身は有機農業というのは、これはあくまでも農家の自主性に任せるべきものであって、間接的支援にすべきだと思っております。そういう意味では、直接支払いの農地・水・環境保全施策のいわゆる環境と、この有機農業が目指すべき農家の自主性に任せた間接的支援とは整理すべきだと思います。少しその辺が記述の中で、施策をうまく、政策総合の形で両方を組み合わせて有機農業を推進されようという意図は非常によくわかるんですけども、その辺が一番最初の切り分けの議論の中で、違うものが一緒になってしまっているあたりの書き振りが、ちょっと理解しにくいものとなっているように思います。有機農業の場合は、あくまで農家の支援施策であって、それを間接的に消費者やらさまざまな流通業界だとかが、直接支援というよりも、むしろ農家をどうサポートしていくかという立場で進めるべきものであって、その辺の、最初の書き振りが、環境保全型農業の中に位置づけるという書き振りが強過ぎているような気がしているという、これは感想です。

よく読めば、これは非常によく理解できるんですけども、ちょっと入り口あたりの混乱があるのかな、そんなふうに感じました。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、ここで一たん委員の皆様からのご発言の時間を切って、幾つかご指摘があったかと思しますので、それでは、竹森課長、お願いします。

○竹森農産振興課長 富士委員の方から、これは基本的な方針ということになっていますので、細かなところまで記述はしないにしても、もう少し具体的なイメージがわかるように書けないのかというご指摘でございます。普及員のレベル、それから推進計画で各県でどういう項目を、いけば必要事項として、こういうことはやるというようなことについては、具体的な書き方は少し考えてきたいと思いますが、ただ、この場合、レベルはもちろん基本的には、私どももきちんと有機農業に対する研修コースを設けて、研修コースを受けて、それから、現地で指導でき

るレベルにするというのがもちろん大前提でございます。そういう人にやっていただく。ただ、何人以上というのが、恐らく、人それぞれの配置の仕方ということになると思うんですが、例えば中央に専門の方を置いて、その人が相談窓口になってやるとか、そのところは、ある程度、各県の自主性に任せた方がいいのかなというふうな感じを持っています。

それから、推進計画の中身に、これを書けというのは、基本的な方針をもとに書くことになっているので、基本的には同じ内容的にいえばどういうものを目指して、どういうことに取り組んでいくのかということになるので、具体的に、実際にお願いするときにはこういうことを書いてくださいね、ということで書くんですが、基本方針の中に、各県にこれを書けということが必要かどうかということも、それはちょっと検討させていただければ、というふうに思います。

あと、第3の支援の中で、地域で計画をつくって、それに支援をするということにしていきたい。これは先ほども言ったように、いろいろな問題を考えるときに、1人で取り組まれている例が非常に多いんですけれども、できるだけ地域でまとまりを持って取り組んでいこう、先ほど綾町みたいな話がございましたけれども、かなりそういうところも出てきておりますので、できるだけ地域で、その有機を核とした地域づくり、そういう計画を立てたところに対して必要な支援、これはソフト面、ハード面あると思うんですけれども、そういう支援をしていきたいということで、徹底的に細かく、どういう施設を支援するか、そういうことにはちょっとならないのかなと。必要なものを整備していくと、それは予算だとか、そういうものを獲得する課程で、具体的にどういうものにするというふうにできれば具体化するという形でやれば、というふうに思っております。

それから、小川委員の方から技術的な議論でございます。これは委員のご指摘のように環境保全型はやや部分技術の積み上げになっているのではないかと、有機は全く違うのではないかとという点、それから、従来の単作というよりは、かなり輪作体系といいますか、土地利用ということもきちんと考えていく必要があるのではないかとということですが、これらの点は、実際の技術開発に当たって、十分留意していきたいというふうに思います。

それから、1つは、こういう対策をやるときに、「地域」という言葉を強く言うと、政策的に地域対策なのか、それとも純粋に農業振興対策なのかという議論が、ややあるわけですが、基本的には有機農業振興法については、有機農業をきちんと定着化し、拡大をしていけるように支援をしていく。そのときに、地域的な取り組みが必要なものは地域で取り組むということですので、おっしゃるように生物多様性だとかそういう問題になれば、単にその場所だけではなくて、地域全体の取り組みというのも当然必要になってくると思いますので、そういうものは、当然留

意する。ただ、基本的には有機農業として推進をするということが、法律の基本的な考え方ではないかというふうに思います。

それから、堆肥等の投入で、非常に基準を越えて大量に投入されるようなものがある、そういう中で総量規制なんかも考える必要があるのではないか。そういう点は、堆肥についても施肥に当たっての留意事項等を基本的に指導の中でも、できるだけ県の中でも投入量についての基準を設けて、指導しているところもありますので、そういう点はおっしゃるとおり、単に堆肥を投入すればいいということではありませんので、そういう面での指導というのは強化をしていきたいと思っています。

あと、流通販売の働きかけが弱いということがございましたが、そのところは検討したいというふうに思います。

あと、三野委員の方からおっしゃられて、基本的に有機農業の場合、農家の自主性に任せて、国としての支援というのは間接支援とすべきではないかということで、これは先ほど、ご指摘のあった自主性の尊重といいますか、まさしくそういうことであろうというふうに思います。そういう点は十分注意していきたいというふうに思っております。

ただ、全体の論理の切り分けについて、やや混乱したところがあるということであれば、環境保全型との整理は、もう一度、私どもでやりたいというふうに思います。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、日生協の伊藤潤子委員、お願いいたします。

○伊藤（潤）委員 私は、先日、金子さんのお宅にお邪魔して、本当に素晴らしいものだというふうに思いましたし、有機農業が推進されたらいいなと、こういうふうに思っております。そういう立場から申し上げるわけですが、方針ということで若干抽象的なので、私が申し上げることが文章化されることはないだろうとは思いつつも、幾つか申し上げたいというふうに思います。

1つは、こういうふうな法律に基づく施策というものが、日本の国の内容の施策であり、農業だけではなく、全体の施策であり、農業政策の中での施策であり、ということですので、私は全体的な大きなバランスのとれたものにしていただきたいというのが1つ。整合性の配慮ということにもなろうかと思いますが、これが1つございます。

それから、もう一つは、何人かの方がお触れになった消費者の理解ということでございました。4ページによれば、増進とか、理解の増進、協力といって、私たちがしなければいけないことは、協力も理解もしなければいけないんですが、確かにイメージが違うというのがあるんですが、私

はそのときに、一度、冷静に振り返ってみれば、その誤解がどこから起きたのかなということを、しっかりと踏まえておく必要があると思います。

それは皆さんがそうだという意味ではなくて、有機農業というのは30年、35年の歴史があるわけですが、そこから産直という形、いろいろな形で進められてきた中で、消費者が突然そう思ったのではなくて、そういう話し合いの場で、そういうことを聞いてきたという、そういう側面は確かにあるんですね。ですから、生産者の方から聞いた部分もあるでしょうし、中に入った方から聞いた部分もあるでしょうから、それは突然、消費者が誤解したわけではなくて、そういう歴史を背負ったものだということを、しっかりと認識する必要があると思います。

そういうことからすれば、4ページのところは、だれが増進させるのか、というようなことも、ひとつ深めなければいけないことで、50%以上、理解を消費者に求めるというのは、なかなか正確な理解を得るというのは大変なことだと思いますので、これを50%とおやりになるのであれば、もうちょっと、その誤解がどうして起きたのかというところから探って、施策をしていかないと、この50という数字は出ないだろうと、こういうふうに思います。

もう一つは、法律でございますけれども、「責務」ということがございますが、一般的な消費者の絡むような法律の場合は、必ず責務とともに消費者の役割というものが、必ず書き込まれてございます。しかしながら、この部分には書き込まれていないということに関しまして、一言申し上げたいというふうに思います。

先ほどの誤解のところもそうなんです、お話をお聞きしますと、画一的なことではなくて、自主性を尊重しながらやっていくんだということでございますので、自主性を尊重しながらやっていくということであれば、有機農業にかかわるすべての方々が、今、協議会をおつくりになったようでございますけれども、主体的に自分たちが理解されるためにはどうしたらいいのかとか、そういう主体的な努力というものを、ぜひとも書き込んでいただきたいというふうに思います。それからすれば、この施策が税金を投入するわけですから、透明性と公平性、そういうふうなものが担保される必要があるだろう。

それと、もう一つは、そういう農作物を利用するわけですから、有機農法による生産物ということであれば、それが信頼に足るものであるのかどうかということを、どのように担保していくのか、ということも、これまた非常に私は非常に重要なことだと思いますので、そのあたりを書き込むのは無理かもしれませんが、ご配慮いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。牧野委員、その後、金子委員、お願いいたします。

○牧野委員 金子委員、先日はどうもありがとうございました。金子委員の農業の現場を見させていただきまして哲学を感じました。過去の日本の農業が金子さんのように持続的にやっていたのかと強く思いました。私自身、昔、読んだ神谷慶治先生（故人：東大・東京農大教授、前報徳社社長）が書いた「日本農学本論」というのがございますが、その中で、「農業者というのは小さな哲学者である」というようなくだりがありました。それで、金子さんの実践している農業に哲学を深く感じたわけであります。

したがって、この中で基本方針は非常によくできていると思いますが、やはり環境保全型農業とは別に考えていただいた方がいいと思います。きっちりと分けて考えるということも非常に重要と思いました。

金子委員の実践技術というのが、私の研究者としての立場から申しますと、一つ一つがほとんど解析をされていないのではないかなと思います。したがって、あの辺をきちっと解析できれば、たくさんのブレークスルーが出てくるように感じております。

先ほど、横川委員からもありましたが、法律と現場が、どうも離れている。こういうことはいろいろな法律を感じるわけでございますけれども、有機農業も促進法が出来ても研究者がいないんですね。指導に当たる人が公共機関では1人もいないということです。専門家がある程度ふやしていかないと、解析もできないし、現場展開もできない。研究者をある程度ふやし、科学的な立証を含めて、全体として、より展開拡大をしていくというような方向を、方針の中に入れていただければというふうに思います。

繰り返しますが、全体としては大変よくできた基本方針だと思いました。

以上です。

○生源寺分科会長 ありがとうございました。

それでは金子委員、どうぞ。

○金子委員 金子でございます。

環境保全型の一形態というところでございますけれども、実は、星寛治さんの後に、私が全国環境保全型農業推進会議の農業者委員というのでもお世話になっておりまして、2月13日、集まりがありました。環境保全型と有機農業推進というのは、どうも有機農業は別の枠で考える必要があるんじゃないかというご意見、また有機農業と環境保全型は、切り離していくべきだというご意見が、3分の1くらいの委員からあったような気がしております。最後に吉田審議官から、推進法案の中で別枠も検討というお話があったと思いますので、ぜひ次までは、竹森農産振興課

長の方で整理して説明していただいて、大方の委員が納得するような形にしていいただければと思います。

2点目は、法制局から出された論点の推進法の第2条の「遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として」ということでございますけれども、法解釈上はそう読めるということでございますけれども、有機農業において遺伝子組み換え技術を使用しないことに例外はあり得ないということは、世界の常識ですので、そこら辺はお互いに確認したいと思っております。

続いて、有機農業に関する基本的な方針案についての意見でございますけれども、全体としてみれば、この案は推進法の趣旨を踏まえて、適切にまとめられたものと評価します。特に基本方針の枠組みについて推進法の基本理念に沿って組み立てられている点、生産者と消費者の相互理解と連携、行政と生産者、消費者の協働体制の構築などについて、踏み込んだ適切な位置づけをしている点などは評価できます。

個別的に見るならば、さらに次のような点が書き加えられれば、よりよくなると、私は考えております。1点目は食の視点の強調ですけれども、学校給食の文言が盛り込まれておりませんが、有機農産物の供給の推進が、学校給食の中に盛り込まれることが一番市町村レベルでは戦略的な課題であると思いますので、はっきりと明記していただきたいと思います。食育について、「食育」という文言なんですけれども、私、子供たちに毎年お米づくりから、またカモを放して、最後は血を抜いて一緒に食べるんですけれども、食農教育として学校教育の中に有機農業を積極的に位置づけて、有機農業でもって小さい子供たちに、命をいただいているんだ、生かされているんだ、というようなことを位置づけて明記すべきだと思います。

2点目ですけれども、社会的価値観の形成ですけれども、有機農業推進の根本には、「身土不二」とか、「医食同源」などの社会的価値観の形成の確立にあることを、もっと明確に認識すべきだと思います。これは特殊な価値観ではなく、だれもが納得して触れられる普遍的な価値観で、現実にはこの価値観が特殊なものとされてしまっている。この点が、有機農業推進を阻んでいる原因の一つだということも明確にしていいただければと思います。

3点目は、生産者と消費者の交流、人と人のつながりの重視ですけれども、消費者への啓発と、生産者と消費者の連携が、ややばらばらに位置づけられているきらいがありますので、これは両者は一体のものでありますので、農と食が直接の人と人の関係として結ばれていくことの重要性をはっきりいうべきだと思います。

4点目、有機農業の研修は農家研修を軸として行うべきではないかと思ひまして、ここには有機農業研修について農業者大学校での体制整備が書き込まれておりますけれども、研修を受け入

れている農家への支援策を講じるべきだと思っています。

5点目に、有機農業技術の開発は、現場重視、農家主導でということでございますけれども、有機農業の技術開発の課題が大きく位置づけられたこと、それと有機農業技術開発は民間が先行していることの承認、これからの技術開発では民間と国等との連携が必要だという点などが明記されたことは評価できますが、なお、民間主導の技術開発の具体的なあり方、民間技術の適切な把握と評価のための調査研究の重要性、国等の研究機関でも、有機農業研究をきちんとスタートさせる点などは、より強調して明記すべきだと思っています。

次に、技術普及の体制も農家主導で、ということでございますけれども、普及指導員の研修と、研修を受けた指導員による普及という枠組みになっておりますけれども、普及指導員の研修は座学研修だけでなく、農家での実施研修が不可欠だと思っております。指導員自身が実践農家に学び、有機農業推進の理念を正しく理解していくことが、普及の前提であることを明確にすべきです。そして、有機農業普及は、既存の普及組織に依存するだけでなく、仮称ですけれども「有機農業推進指導員」といった形で、実践農家にも依存していくというあり方が必要だと思います。

あと3点ほど、大変恐縮ですが、述べさせていただきます。

有機農業に関する調査。調査については、有機農業についての基礎的数値の把握を中心とした調査実施が示されています。その点は評価できますが、有機農業推進にとっては事例調査の意義が大変大きく、成功例、失敗例、そこでの教訓、新しい動向などについての的確に個別性において継続的な調査体制を組み立てていくことの重要性を強調していただきたいと思います。

8点目、有機種苗の確保と流通体制の整備でございますけれども、有機農業では在来品種等の保全と活用が重要な課題となっています。また有機種苗の流通への要望も強くなっていますので、現在の種苗の流通体制のままでは、カバーができない課題であります。独自の体制整備が早急に求められております。

最後になりますけれども、有機農業推進の地域農業政策としての展開方法ですけれども、都道府県推進計画において、有機農業の単独の推進だけではなく、地域農業振興計画の中に有機農業を積極的に位置づけ、有機農業推進と、地域農業発展が相互に関連しながら、同時に実現していくという政策方法が必要になっていくと思われます。その点に対応するために、地域農業と有機農業の発展的関連性に関する取り組み事例調査等の実施が必要だと考えています。

大変長くなりましたけれども、よろしくご検討のほどお願いいたします。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、ここで一回、役所の方からお話いただいて、その後、伊藤委員、石井委員の順番で

ご発言いただきます。

○伊藤委員 関連です。

○生源寺分科会長 関連ですか。では、まず伊藤委員。

○伊藤委員 先日、ありがとうございました。大変勉強になりました。

今お話しいただいた中で、ただ、ちょっと逆に、私たち素人の消費者側として、金子委員にも聞きたい部分があります。1つは環境保全と有機農業というものが、イコールではないという話が先ほどからあったんですけれども、消費者からすると、「何で有機農業をやらなければいけないの？」という「何で？」という目的が正直わからないんですね。これが健康のために有機農業が必要なのか、それとも環境のために必要なのかというと、「環境のため」と言われた方が有機農業をやる意義というのがわかりやすいということがあると思います。ですから、イコールでないにしても、有機農業をやることによって、こういう意義があるんだよという明確な目的が欲しい気がします。安全・安心・おいしいというだけであれば、例えば科学的な工場生産するようなものでも、安全で安心なものはできるのではないかとか、あるいは、先ほど石井委員から出たような、品質においてビタミンCとか、そういったものが多いとか少ないとか、では、添加して多くなったら、それはナチュラルであるものとどうなの？ということがわからないんですね。ナチュラルなもので何でいいのかということについて、特に若い世代の人たちは、デジタルな感覚でとらえていますので、有機農業を何でやらなければいけないのかということが、きちんと知りたい。

それから、農業体験が必要だということは、先日、見学させていただいて本当にそうだと思います。座学だけではできないことがたくさんあるなということがわかりました。反面、兼業農家が非常に多いのが現状です。私の実家でも弟が兼業で農地を何とかしなければいけない状況にあります。そうしたときに、仕事を休んでとか、あるいは仕事をやめてとか、そういったことで、どこかに勉強にしに行くというのが、現実的にはできないです。また、有機農業に関心があるけれども、学びに行く余裕がないという意見も、周りで聞きます。

そうしたときに、ラーニングや、先ほどあったコミュニケーションなども、ホームページではなくて、ソーシャルネットワークサービスを使うとか、こういったIT技術を利用した教育システムとか、企業連携というものもあるのではないかと、これは参考までに申し上げたいなと思いました。

○生源寺分科会長 ありがとうございました。

少し時間が迫ってきておりますので、あと、ご発言をご希望になる方、挙手していただけます

か。石井委員。そのほかいかがでしょうか。遠慮なさることはないんですけれども。よろしいでしょうか。

それでは、石井委員のご発言を受けた後、役所からコメントいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○石井委員 私、2点ほど、ぜひお話しして帰りたいと思っております。1点目は些細なことですが、ぜひここに書き加えてほしいことということで、6ページに「国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動支援」のところに、「相談窓口」というものが最後に出ておりますけれども、これは市町村に置くと、以前、新聞報道されたことがございます。そのときに新聞報道を見て、ちょっとびっくりしたわけなんですけれども、この相談窓口というのは、どう考えてみても、今、普及が担うべき内容ではないかと、総合的に見たらそうだと思いますので、ここをご検討いただいて、「地方公共団体」というふうな書き方ではなくて、普及のところに、(2)のあたりに、どちらかというを入れていくような方向で表現をしていただきたらと思っております。

それからもう1点は、とんでもない提案と思われるかもしれませんが、直接支払いでございます。今、農地・水・環境保全向上対策、私どもの県でも一生懸命取り組んでおりますが、実は有機農業者の参画は困難を極めております。なぜかといいますと、まとまり要件がクリアしにくい上、元々、無農薬・無化学肥料による栽培を行っている作物の中には農薬の登録がないものがあり、これがかなりのシェアを占めております。「農薬の登録がない」ことは「使っていない」こと、つまり「ゼロ」ですので、その5割減はありえません。よって島根県の場合、有機農業者の参画が妨げられ、不満の声が上がっております。

農地・水・環境保全向上対策は、デカップリングではないような気がしております。このところの見解はいろいろあると思いますが、私が提案したい直接支払いというのは、「コーズリレーティングマーケット」、名前が非常に難しくわかりにくいかもしれませんが、これで有名な例は乳がん撲滅でピンクリボン運動というのがございます。100円で売る農作物に消費者が5円なり10円なり上乗せして買って、それを有機農業の推進に役立てるようなことで、基金的なものになるわけですが、それを使って、有機農業者の方にデカップリングしていくというふうなことを、日本の国でぜひ進めていただきたいと思います。

このことにつきましては、昨年6月に時事通信社「農林経済」の方に全農SR推進事務局長の原さんという方が、「消費者による環境直接支払いを構想する」というタイトルで、非常に立派な論文を載せておられました。島根県の方でも、このことがいろいろと話題になりまして、

県で何とかできないだろうかということも検討してみたんですけども、マーケットが小さいということで、これは日本の国全体で今後やっていくべき大事なことはないか、という意見を持っておりますので、このことについて中身を今言いますと、時間がないですので、大変わかりにくい提案ではございますけれども、ぜひこのことも研究、ご検討いただいて、今回の有機農業推進に向けて、1つの目玉になればと思っております。持続農業法がエコファーマーを生み出したように、この有機農業推進法も、何かこれといったすごい目玉というものが欲しいというのが私の思いでございます。

以上です。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、役所の方からコメントをお願いいたします。

○竹森農産振興課長 最初に伊藤委員の方から、施策の組み方としてバランスのとれたものということで、そこのところは注意をしていきたいというふうに思います。

それから、消費者の方の理解というもの、それもいろいろな場面を通じて、できるだけそれぞれが考えていることを直接伝わるような取り組みを進めていきたいと考えています。先ほどおっしゃったようにいろいろな場面での、いろいろな誤解も、直接いろいろ話し合う場で解決されてきたのではないかと、思います。そういう意味で、本当にできるだけ、そういう場をつくっていくということに努めていきたいし、先ほど、取り組みに当たって一方的に国がどうこうというわけではなく、農業者自身もそれなりの努力をしていただきたいと考えています。それから、消費者の役割というようなご発言がありましたけれども、そういうものをどういうふうに考えていくのか、書けるのであれば……

○伊藤（潤）委員 消費者の役割ではなくて、有機農業者の役割です。消費者の役割ではないです。私の申し上げるのは、こういういわゆる保護の対象になってといるものの役割ではなくて、そこだけちょっと……。

○竹森農産振興課長 わかりました。

恐らく、農業者自身も主体的に取り組むべきというご発言だろうと思いますし、あと、事業だとかそういうものの透明性だとか、公平性というものも、当然、十分留意しなければならないというふうに思っております。

あと、牧野委員の方から技術的なもので、全く今までの環境保全型と有機とはちょっと違って、現状ではなかなか内容が十分解析をされていないのではないかと、その点については、ご指摘も踏まえて、技術開発の面で検討していきたいと思います。

それから、法律と現場というお話がございました。これは前にもご指摘があったように、私も、できるだけ現場と密接な連携をとりながらやっていくというふうに思います。

それから、金子委員からありました、例の環境保全型との整理をちょっとさせていただければと思います。

それから遺伝子組み換えの方も具体的には、もう一度法制局の方にも聞いてみますけれども、整理をさせてもらいます。

それから、学校給食なり、社会的な価値観とか、連携とか、研修は農家研修を主体にすべきではないか。それから、技術面でも民間の技術を生かして。それから、普及体制の中も、普及指導員だけでなく、先進農家を、例えば有機指導員みたいな位置づけでやれないというような、事例調査もできるだけ進めたらどうか。それから、種苗の方の在来扱い等は、具体的な話を、またお伺いさせていただいて、どういうことが問題になっているのかというようなことで整理をさせていただければと思います。

あと、地域農業と有機農業をできるだけ連携して進めてほしいということがございました。そういう点は、ぜひ全体としても、私どももそういうふうに考えております。

あと、石井委員の方から、相談窓口の話をどこに設けるのかという話がありましたが、これは決して市町村というふうに書いているわけではありませんので、普及の方でも、具体的にどこがやるというふうに書くのがいいのか、そこもありますので、検討させていただきます。ここは、「市町村」と断定的にいつているつもりはありませんで、民間の方が相談をするときに、どこに行ったらいいのかわからないということのないように、相談窓口を設けてくれということですので、そのところはちょっと整理をしたいと思います。

あと、直接支払いの方は、理解できない部分がありますので、後で聞かせていただいて、どういう状況なのかということも含めて、聞かせていただければというふうに思います。

○生源寺分科会長 そのほかございますでしょうか。

役所の方からよろしいでしょうか。

エイガルの伊藤委員のご発言については、問題提起という形で受けとめさせていただきたいというふうに思います。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、終了時間に近づいておりますので、本日の議論は、一応ここで終了いたしたいと思っております。随分貴重なご意見をちょうだいいたしまして、ありがとうございました。

前回、こういう手順でというふうにお示しいたしましたとおり、この基本的な方針の案につき

まして、パブリックコメントをいただく形にいたしたいと思っております。パブリックコメントの実施について、事務局からご説明をお願いいたします。

○竹森農産振興課長 パブリックコメントにかけるときに、いろいろなかけ方がございまして、例えば概要版でかけるとか、やり方があるんですが、今回は、今日、お示しをしました「有機農業推進に関する基本的な方針（案）」をパブリックコメントにかけて、およそ2週間程度、いろいろな方のご意見を聞いた上で、それを整理をしたい。このパブリックコメントと本日の委員の先生方のご意見を考慮した上で、私どもの方で最終案をもう一度作成をして、できれば次回に諮りをしたいというふうに考えております。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

パブリックコメントにつきましては、このたたき台の段階でご意見をいただき、それから、今日、随分ご意見、修正の具体的なご要望等も含めていただきましたので、これを合わせて、事務局の方で、どういう形で対処するかということで整理していただく。その作業の後、次回でございすけれども、この基本方針の諮問に対する答申を、この分科会として取りまとめるという形で進めてまいりたいと思います。

事務局におかれましては、繰り返しになりますけれども、本日ちょうだいいたしました委員からのご意見、それから、パブリックコメントでのご意見も踏まえて、次回の生産分科会に向けてよくご検討をいただきたいと思います。

それでは、本日の分科会をこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後 3時29分 閉会